

国民健康保険

税率を統一しました

国民健康保険（国保）は、日ごろ健康なときから加入者みんなで国民健康保険税（国保税）を出し合い、必要な医療費や加入者の健康づくりに役立てるものです。

今年度の国保税率は、平成18年中の所得等が確定したため、国保会計の財政状況を勘案し、医療費の見込みを再計算するとともに被保険者の負担を考慮して、表①のとおりに改正しました。平成18年度までは、合併による課税額の急激な変化を抑えるため、合併前の市町ごとに異なる税率で課税していましたが、平成19年度からは市全域で統一し、昨年度の本則税率に据え置くこととしました。

平成19年度の税率で算定した国保税は、暫定（1期・2期）で納付された国保税を3期以降で精算します。なお、暫定の納付額が年間保険税を上回るときは、還付等になります。

3期以降の納付書は9月20日までに納税組合を通して、または郵送で世帯主あてに送付します。納付にご理解とご協力をお願いします。

区分	本則（市全域）		有漢町の区域		成羽町の区域		川上町の区域		備中町の区域		
	医療分	介護分	医療分	介護分	医療分	介護分	医療分	介護分	医療分	介護分	
改正前 18年度	所得割	8.9%	1.7%	10.1%	1.7%	8.7%	1.3%	9.0%	1.9%	9.2%	1.6%
	資産割	—	—	18.7%	4.9%	15.7%	1.7%	—	—	16.7%	3.5%
	均等割	21,000円	8,200円	21,000円	8,200円	21,000円	8,200円	21,000円	8,200円	21,000円	8,200円
	平等割	19,200円	4,200円	19,200円	4,200円	19,200円	4,200円	19,200円	4,200円	19,200円	4,200円

※「〇〇町の区域」の税率は、平成17年4月1日から引き続き有漢・成羽・川上・備中の区域に住所を有していた被保険者であった世帯に適用。



税率を統一
しました



表① 平成19年度国保税率（介護分は、40歳以上65歳未満が対象）

区分	医療分	介護分
改正後	所得割	8.9%
	均等割	21,000円
	平等割	19,200円

所得割：平成18年中の所得に応じて算出

均等割：加入者1人当たり

平等割：1世帯当たり

課税限度額（年間）：医療分56万円・介護分9万円（地方税法の改正により、医療分の賦課限度額は昨年度までの53万円から増額となっています）

健康福祉のつどい

10月13日(土)

会場 有漢地域センター

ふれあいによる心豊かなまちづくり

“健寿の里”を目指して広げよう健康への意識・福祉の心

大会の部

午前10時から

国民健康保険優良家庭表彰、市長表彰、社会福祉協議会会長表彰、体験発表、記念講演、アトラクションなどがあります。

●体験発表 (11:00~11:20)

かざぐるま市場百姓グループ

●記念講演 (13:00~14:30)

「生きてるってシアワセ!」

全国骨髄バンク推進連絡協議会
会長 大谷 貴子さん



<プロフィール>

慢性骨髄性白血病で余命数カ月と宣告されるが、白血球の型が母と適合し、骨髄移植に成功。助かる可能性はわずか1%という状態から奇跡的に生還。日本初となる骨髄バンクを設立。現在は全国骨髄バンク推進連絡協議会会長として、骨髄バンクの普及と“いのちの重み”を伝える活動に奔走中。

主な著書『霧の中の生命』(リヨン社)

『生きてるってシアワセ!』(スターツ出版)

まつりの部

午前9時30分から

バザー・作品展示、介護相談、看護相談、健康相談、栄養相談、歯科検診・歯科相談、保健福祉作品展示。

※3歳以上12歳未満の幼児・児童を対象とし、先着30人に虫歯予防のためのフッ素塗布をします。希望者は10月5日(金)までに健康づくり課へ申し込みください。

囲碁・将棋大会

午前10時から

会場 有漢地域センター

グラウンドゴルフ大会

午前10時から

会場 有漢スポーツパーク

ゲートボール大会

午前10時から

会場 有漢総合グラウンド

■問い合わせ 健康づくり課健康増進係 (TEL)0267)
有漢地域局住民福祉課 (TEL)073211)

税制改正と経過措置

税制改正により、平成18年度から65歳以上の人の公的年金所得の算出方法が変更となっています。65歳以上の人で年金支給額が120万円を超える人は、年金支給額が前年とほぼ同額でも年金所得額は増えることにな

◆経過措置

○特別控除の対象者：平成17年

ります。この改正が所得に応じて計算される国民健康保険税の所得割額や軽減制度の適否に影響し、結果として税額が増額となる場合があります。こうした影響を緩和するため次の経過措置が適用されます。

1月1日時点で65歳以上だった人(昭和15年1月1日以前生まれ)で、個人住民税の算定に当たり公的年金収入のあった人、または高齢者控除の適用を受けていた人。

○特別控除の内容：平成19年度は年金所得から7万円(平成18年度は13万円)の控除があります。

*軽減制度の判定所得からも同額の控除があります。

■問い合わせ 国保税については税務課市民税係(TEL)0214)、資格については市民課戸籍住民係(TEL)0252)、医療費については保険課健康保険係(TEL)0258)、または各地域局住民福祉課